

\*水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

## 環境省・熊本県の愚民政策を打破しよう

今回の九州を中心とした豪雨で被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。

水俣病被害者互助会からカンパの要請がありました。熊本豪雨災害支援と明記してください。

\*郵便振替 01720-5-49797 水俣病被害者互助会

\*九州労働金庫 水俣支店 普通口座 3567604

水俣病被害者互助会 代表 佐藤英樹

\*連絡先：〒867-0023 熊本県水俣市南福寺108

水俣・ほたるの家気付 水俣病被害者互助会

新型コロナウイルスの影響で法廷の延期が続き、裁判の報告はありません。今号は情報公開請求や質問状の続報集になりました。

### ○環境省が日本神経学会に意見照会した経緯の文書を開示請求している件(チエの話71) 続報

表題の文書が「公にすると国の訴訟の当事者としての立場が不当に害される」として不開示になりましたが、国の情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」)によって、不開示の理由が説明されておらず不開示は違法とされました。(詳細は71号)

この審査会の答申を受けて、環境省は照会文と日本神経学会見解を開示しましたが、この2つの文書は、既に水俣病被害者互助会の国賠訴訟で証拠として提出されていたものでした。

そもそも裁判の証拠として提出する予定のものを公にすると国の訴訟の当事者としての立場が「不当」に害されるのか、また、日本神経学会に照会することになった経緯については、何の説明もありませんでした。

そこで、①照会の経緯、②その経緯のみならず照会文や学会見解さえも不開示となった理由について、再度、情報開示の請求を行いました。

この請求に対する環境省の対応は、不開示に

なった理由を開示すると「結果的に国の当該訴訟または同種訴訟を遂行するに当たり行った具体的な対応方法の一部について事実上開披されることが避けられず、現在継続中の訴訟や将来行われ得る同種訴訟への対応において、当事者としての立場で適切にこれを遂行することに支障を来すおそれが生じることとなるから、法が5条6号口において不開示事由を制定した趣旨を没却するものである。そのため、今回開示した部分以外の行政文書については、その存否を含めて応答を拒否せざるを得ない。」と言うものでした。

審査会の答申は、「理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。」と述べ、不開示の理由・根拠を開示請求者に了知させ、行政の恣意を防ぐと明記しています。

しかし、環境省の回答は、どのような情報がなぜ訴訟の遂行を不当に害するのか、具体的な理由も、その存否さえも明らかにしないと言うものです。

違法と指弾された不開示処分について、なぜそのような違法な判断をしたのか、についても何の説明もありません。

また環境省は「将来行われ得る同種訴訟」とも述べていますが、なぜ同種の訴訟が今後も続く環境省は考えているのでしょうか。

その原因は、ひとえに環境省が自ら考えている水俣病像や公健法の認定基準について、その根拠や作成過程を明らかにせず、全てをブラックボックスの中で進めていることにあります。

将来にわたる混乱を作り出しているのは、他ならぬ環境省です。

今回のような環境省の言い分を許しては、

情報公開の制度は有名無実なものになってしまいます。私たちは、諦めることなく情報公開を迫る活動を続けていきます。

~~~~~  
**○法廷後の進行協議に本来同席できない環境省職員が、原告側に無断で同席していた件  
(チエの話69) 続報**

水俣病の認定義務に関する問題は、まず第一に熊本県が先頭に立つべき問題です。しかし、熊本県は全て環境省に丸投げをして、何ら主体性を見せず、必要な情報も公開しません。

その一例が今回の訴訟の件です。当事者しか同席できない原則の進行協議に、原告側には無断で環境省職員が同席していましたが、さらに熊本県も当日まで知らなかった、と言うのです。

この点について蒲島熊本県知事の見識を問うたのが、以下の質問状と蒲島知事の回答です。

残念ながら蒲島知事には、水俣病事件に取り組む責任感や、情報開示の必要性・社会的要請についての認識が欠けていると言わざるを得ません。

**<熊本県への質問状 2020年4月24日>**

熊本県知事 蒲島郁夫 様

質問者 鈴村多賀志

蒲島県知事におかれましては、ますます御健勝のことと、お慶び申し上げます。4期目の知事職においても、引き続き県民の命と尊厳を守る県政に邁進されることを望んでいます。

しかし、残念ながら蒲島知事が1期目から重大な県政課題と位置づけてきた水俣病事件の問題は、未だに数多くの訴訟が続き解決の道筋が全く見えていません。

その第一の原因は、国や熊本県が必要な住民悉皆調査をしないために、水俣病の病態やその被害実態が誰にも把握されていないことにあります。

さらに熊本県の施策の根拠や意思決定の経過が詳細にされないため、その科学性・妥当性の検証がされずに日々混迷が深まっています。

質問人は、水俣病事件を解決させるためには、熊本県が被害者と寄り添うためにまず自らの胸襟を開き、水俣病施策の根拠や意思決定の過程を明らかにして、その妥当性を社会に広く問う

ことがまず第一歩、と考えて関係行政文書の開示請求を続けています。

その一環として、質問人は水俣病認定義務付け訴訟の進行協議に訴訟の当事者ではない環境省の職員が原告側には無断で同席していたため、当該訴訟の進行協議や問題発覚後の法廷が紛糾・混乱した問題について、その経緯を明らかにするよう熊本県と環境省に対して関係文書を開示するよう求めてきました。

知事もご承知の通り、裁判は公開法廷での口頭弁論が建前でありながら、実際は実質的な協議は密室の進行協議で行われ、公開される法廷では提出書面の確認のみで済ませるとというのが、現在の日本の実情です。

質問人の請求に対して、蒲島県知事からは2020年3月27日付、環境大臣からは2019年10月16日付で、ともに当該文書は作成・取得されておらず不開示とする裁決書が送られてきました。

これらの裁決書に関して質問人にはどうしても理解しがたいところがあり、是非、知事のお考えを確認したく、以下質問をいたします。

1. 熊本県の「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」には、訴訟における主張、立証に関するもの、また他の行政機関との協議に関する事項については文書を作成するよう規定しています。

そして知事の裁決書では、熊本県情報公開・個人情報保護審議会が「しかしながら、本件訴訟の当事者はあくまでも熊本県であり、法務省の職員は熊本県の代理人として訴訟遂行しているのであるから、もし、この代理人たる法務省の職員が、本件訴訟の進行協議に環境省職員が同席することに関する文書を作成・取得していれば、当該文書が条例による情報公開の対象になる場合もあり得る。」と判断しています。

この審議会の判断は、当該文書は本来は作成されるべき文書が作成されなかったことの裏返しではないでしょうか。

熊本県が被告当事者となっている訴訟の進行に、混乱をもたらした事態について将来検証できる文書が何も残らない、という現状を、蒲島知事は是認されるというのでしょうか。

2. また環境大臣の決裁書の方には、とても信じられない記載がありました。

この裁決書によると、環境省職員を進行協議に同席させることを代理人の法務省職員は、熊本県には伝えていなかったと言うのです。

当該訴訟の当事者はあくまで熊本県であり、法務省職員は熊本県の代理人として訴訟を遂行しています。熊本県、法務省ともに公的な行政機関であり、訴訟戦術に素人の一般個人が弁護士に代理人を依頼するのは話が異なります。

熊本県は第一号法廷受託事務の受託者として水俣病認定業務を実施する主体であり責任者です。その判断・処分について問われている認定義務付け訴訟への応訴も、当然、主体となるのは熊本県です。

熊本県の主体性を無視するような法務省代理人の行為を、蒲島知事は黙って見ておられるのでしょうか。

ことは地方自治の精神にも関わる問題です。

県政の重大課題に関わる訴訟について、その進行に混乱をもたらした総務省・代理人に対して、その行為の理由・経緯を明らかにし、今後同様なことが起きないように、文書による要望をなされるべきだと考えます。

以上、口頭・電話では聞き間違いや勘違いが生じますので、必ず文書でご回答いただくようお願いいたします。

以上

#### <蒲島熊本県知事からの回答 2020年6月17日>

このたびは、水俣病関係訴訟に関するお手紙をいただきありがとうございます。

まず、「熊本県情報公開・個人情報保護審査会の判断は、当該文書は本来作成されるべき文書が作成されなかったことの裏返しではないでしょうか。」との御指摘についてお答えします。

当審議会では、「代理人たる法務省の職員が文書を作成・取得していれば、当該文書が条例による情報公開の対象になる場合もあり得る」との見解が示されていますが、これは、あくまで情報公開の対象の範囲に二つについて述べられたものであり、当該文書が作成されるべきかどうかについて述べられたものではないと認識しております。したがって、鈴木様の御指摘には当

たらないと考えます。

次に、水俣病に関する訴訟につきましては、県は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条に基づいて、法務大臣に訴訟の実施を求め、法務省とともに訴訟を遂行しています。また、水俣病認定業務は法定受託事務であることから、公健法や認定制度を所管する環境省とも連携して対応しているところです。

今回、御質問のあった水俣病認定義務付等請求訴訟についても、県が主体となることは当然ですが、県、法務省、環境省、それぞれが信頼感を持って、連携して対応しております。今後も引き続き、三者でしっかり連携しながら対応して参ります。

今後とも県政への御理解、御協力につきましてよろしくお願い申し上げます。

なお、本件について、御不明な点がございましたら、担当課までお問合せください。

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 〇症状が重く法廷に出席できない原告への裁判所の配慮が欠けている件(チエの話71) 続報

2020年1月31日付で、下記の質問・要請文を福岡高裁に要請しましたが、7月現在のところ何の対応もありませんので、引き続き要望を続ける所存です。

#### <質問および要請 2020年1月31日>

福岡高等裁判所

裁判所長官 小林 昭彦 様

第4民事部ト係 裁判長 西井 和徒 様

質問者 鈴木多賀志

貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

私は生業の仕事とともに水俣病被害者の支援活動をしている者で、西井裁判長が現在審理している水俣病被害者互助会原告の水俣病国賠訴訟(平成26年(ネ)第450号国家賠償等請求控訴事件)の口頭弁論を、ほぼ毎回傍聴しています。

ところで、本年1月10日の第22回口頭弁論において、一審原告(以下、単に原告とします)大堂進さんのビデオ上映による意見陳述があり

ました。

裁判長として、症状が重く法廷に来れない原告についてビデオによる陳述を認めたことは、障害者に対する配慮として高く評価いたします。

しかし、この上映に当たって裁判長は裁判所の機材を貸し出すことを拒否し、なおかつ原告側がプロジェクタやスクリーンを用意することも認めませんでした。

やむなく、原告代理人が2台のノートパソコンを裁判官と一審被告に向けてかざしてビデオの上映をしました。原告の声はマイクを通じて傍聴席でも聞くことができましたが、その表情や様子は分からず、また介助者による補助もなかったので陳述の内容を理解することが困難でした。

ところで、日本国憲法に規定されているように、裁判は公開の場で当事者がお互いの主張を争い、当事者が傍聴人に自分の訴えを理解してもらうことは、裁判当事者の権利です。

従って、傍聴人が原告の陳述を理解できなければ公開しているとは言えません。裁判長や一審被告は陳述を書面で受け取っているのですから、傍聴席に対してこそ大きなスクリーンが必要だった筈です。

残念ながら今回の裁判所の対応は、2018年施行の障害者差別解消法が求めている、障害者に対する「合理的配慮」に欠けたものと思います。

そこで、下記の質問と要請をいたします。

## I. 質問

1. ビデオ陳述に必要な機材を裁判所から貸し出さなかったのは、どのような理由によるものでしょうか。
2. 原告側でプロジェクタやスクリーンを用意することも認めなかったのはなぜでしょうか。傍聴人に原告陳述を理解してもらう用意をすることに、西井裁判長はどのような不都合、不合理を考えたからでしょうか。
3. 傍聴制度とは、なんのために設けられている

と考えているのでしょうか。

小林裁判所所長と西井裁判長、それぞれに回答をお願いします。

また、口頭では聞き間違いや勘違いが生じますので、回答は文書でしていただくようお願いします。

回答は、2020年3月1日までをお願いします。

## II. 要請

現在も熊本地方裁判所で水俣病関連の訴訟は続いており、やがて福岡高等裁判所での審理にかかります。

また、水俣病関連以外でも障害者が当事者となった訴訟も一般化するようになり、今回と同様な事態が今後も起きることは十分予測できます。

小林裁判所所長には、裁判公開の原則と障害者差別解消法の本質・趣旨にのっとり、法廷に出てこれない障害者のビデオによる陳述や証言が傍聴人にも十分理解できるよう、必要な機材と人材を確保し、これを積極的に貸し出す体制を整えて、広く周知を図ることを要請します。

この要望に対する御意向も、上記回答と同時に文書でお願いいたします。

以上

~~~~~  
森加計事件、桜を見る会などの行政文書の不作成や改ざんは、権力の恣意的な振る舞いを許し、民主主義の基礎を崩すものです。

新型コロナウイルス対策でも旧専門家会議の議事録は作成されず、私たちは科学的な根拠も分からず、政府の場当たり的な施策に振り回され続けています。

さらに、専門家会議が当初、無症状の人も感染拡大させるという見解を出そうとしたのに、「パニックになる」と政府側に削除を求められたという報道がありました。

権力者の愚民政策を打破しなければ、私たちは日々の暮らしや命を守ることはできません。

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵振口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴村多賀志方 FAX：048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/index.htm>(2年ぶりに更新しました リンクフリーです)

「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、

「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね